

# 税負担を軽減！ 法人活用での投資実例



個人で不動産投資を行う場合、その収益不動産から生じる利益は、不動産所得となり所得税の対象となります。また、その不動産所得は所得税の計算上、総合課税として他の所得と合算して計算されてしまいます。所得税の税率は超過累進税率として所得が高ければ高いほど、高い税率が課税されることとなります。所得税の最高税率は45%で、住民税と合わせると55%も課税されてしまいます。つまり、給与所得などの所得が高い区分に属する方の場合には、不動産所得についても給与所得と同様に高い税率が課税されてしまうのです。

そこで資産管理法人の活用です。資産管理法人を設立し、個人と所得を分散させることにより税負担を軽減することができますようになります。また、資産管理法人は相続対策として重要なポイントの一つとなります。今回は、「資産管理法人のススメ」として、最近よく聞かれる「不動産を購入するなら法人が有利ですか?」、「法人で購入すると相続税対策になるのですか?」こんな疑問にお答えします。

[講師] ㈱シー・エフ・ネットズ副社長 東京本社・名古屋支社ブロック長 CPM® / CCIM 中元 崇

## 2018年2月8日(木)

時間：18:00~19:30

場所：IREM JAPANセミナールーム

東京都港区高輪2-15-19 高輪明光ビル2階

都営浅草線「泉岳寺」駅 徒歩2分・JR線「品川」駅 徒歩11分



費用：3,000円

参加人数：40名

※セミナー終了後に懇親会(参加費5,000円)を予定しております。講師も参加しますので、お気軽にご参加ください。

## SEMINAR TOPICS

このセミナーでは、CFネットアセットコンサルタントとして不動産投資の最前線でコンサルティングと実務を行っている中元CPM®から、資産管理法人の効果について説明させて頂き、所得・相続対策のための「資産管理法人の形態別による」メリットとデメリット、さらに実際に資産管理法人を活用した資金調達と投資実例を解説して頂き、法人を活用した資産形成の手順を知って頂く内容となっております。

お申込みは《一般社団法人IREMJAPANホームページ》からお願いします。

<http://irem-japan.org> IREM JAPAN

一般社団法人 IREM JAPAN (全米不動産管理協会 日本支部)

TEL 03-5422-8404 電話受付 / 月~金 10:00~15:00 FAX 03-3446-2767 Mail [npo@irem-japan.org](mailto:npo@irem-japan.org)